

札幌市消防団員報酬と税務手続ガイド

この度、札幌市消防団員報酬の課税ルール及び確定申告等の必要手続きについて、令和7年度税制改正を踏まえて改めて要点を整理いたしました。団員の皆様の正しい税務手続きにお役立ていただくための参考資料として、ぜひご活用ください。

1. 報酬の「非課税枠」と税制改正の影響

令和7年度の税制改正により、一般的な控除額は変更されましたが、消防団報酬の「非課税となる限度額（費用弁償）」に変更はありません。非課税枠の計算は従来どおりです。

報酬の種類	非課税となる限度額（費用弁償）	限度額を超える部分
年額報酬	年額 5万円まで	給与所得として課税対象
出勤報酬	災害出勤：1日 8,000円まで / その他：1日 4,000円まで	給与所得として課税対象
技術報酬	年間（暦年）5万円まで	給与所得として課税対象

★ 改正による影響

給与所得控除の増額や基礎控除の変動により、特に低所得者層で「税金がかからない収入の範囲」が拡大しました。この改正は、令和7年分（2025年分）の所得から適用されます。

⚠ 重要：税法上の扶養の壁

税制改正により、扶養に入っている方の税法上の年収基準が引き上げられました。

項目	旧基準（令和6年分まで）	新基準（令和7年分以降）
扶養親族の所得	48 万円以下	58 万円以下
扶養親族の収入（給与）	103 万円以下	123 万円以下

2. 確定申告の要否とパターン別分類

パターン	該当する団員（例）	取るべき手続き
A: 確定申告が必須	自営業、個人事業主の方。 日雇いアルバイトなど、年末調整を受けていない所得がある方。または、その他、給与所得以外に多額の所得（不動産所得、雑所得など）がある方	ご自身で総所得を確定させる必要があります。
B: 還付申告を推奨（または確定申告が必須）	会社員、パート従業員、長期アルバイトの学生など、主たる勤務先を持つ方（乙欄適用者）	確定申告（還付申告）をしないと、源泉徴収された税金が戻ってきません。団員報酬は乙欄で源泉徴収されているため、非課税枠を超えた場合は過払いが発生しています。確定申告をしないと、過大に源泉徴収された税金が精算されず、還付を受けることができなくなります。 【重要】 団員報酬（非課税部分を除く）と他の副業所得の合計が<u>年間20万円を超える場合は確定申告が必須</u>となります。 【留意事項】 所得税の確定申告をしない場合でも、<u>住民税の申告義務は別途残ります。</u>（住民税には20万円以下の特例がないため）
C: 確定申告が不要	団員報酬以外に確定申告が必要な <u>所得が一切ない</u> 、専業主婦（主夫）、学生、無職などの方	消防局に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下、「扶養控除等申告書」という。）を提出し、甲欄適用を受ければ、年末調整で納税処理が完了します。

★【乙欄適用者とは】

団員報酬以外の主たる勤務先に扶養控除等申告書を提出しているため、消防局（札幌市）からの報酬に対して控除が適用されない高い税率（乙欄）が源泉徴収されている方です。

★「一箇所提出の原則」

扶養控除等申告書は、その納税者が「主たる給与の支払者」と認める**一か所の勤務先**にしか提出できません。申告書を提出した勤務先は「甲欄」を適用し、年末調整を実施します。

3. 必須行政手続きと行動チェックリスト

● 必須手続き

● マイナンバー届出:

消防団の報酬で給与収入（非課税部分を除く）がある団員は、源泉徴収票等の提出にマイナンバーが必要となります。法令に基づく手続きですので、「**個人番号届出書**」により届出をお願いします。

● 扶養控除等申告書:

パターンCに該当する団員（団員報酬のみが収入源の団員）は、消防局に提出する必要があります。

● 行動チェックリスト

時期	行動	目的（理由）
12月	パターンCの団員は、扶養控除等申告書を消防局に提出する。	甲欄適用を受け、自身で確定申告をする手間を省くためには、扶養控除等申告書の提出が前提となるため。
1月頃	消防局から源泉徴収票を受け取る。	課税対象額と天引きされた税額を確認するため。
2月16日～3月15日	確定申告の可否を判断し、実行する。	納税義務を果たすとともに、払い過ぎた税金を取り戻し、最終的な納税を完了させるため。

⚠ 重要：マイナンバーの届出について

マイナンバーの届出が必要な状況にもかかわらず、セキュリティ等の不安を理由に届出を拒否する方がいます。マイナンバーの届出は、事務手続き上、消防局が税務署への報告に必要となることから提供を求めているものであり、消防局が団員のマイナンバーを利用することを目的としているものではありません。あくまでも法令で定められた税務上の限定された利用であることをご理解いただき、届出該当者で未提出の方は早急に届出いただくようお願いします。

4. 問い合わせ窓口

問い合わせ内容	問い合わせ先
支払実績、源泉徴収票の再発行、各種届出書の提出など	消防局 または 消防署（届出）
確定申告の要否、123万円の壁、還付金計算など、 税法解釈 に関する質問	管轄の税務署

重要：団員の方へのお願い

税法の解釈や、団員報酬以外の所得を含めた申告に関するご質問は、各居住区を管轄する税務署へお問い合わせください。消防局や消防署では、個別の税務相談には応じかねます。

この資料の税制改正に関する情報は、国税庁発行のパンフレット（令和7年4月）に基づいています。

5. Q&A ※この他、税制改正に伴う全般的な質疑は、国税庁発行のQ&A（令和7年5月）を参考としてください

質問	回答
Q1: 令和7年度の税制改正で、税金がかからない年収の基準はどう変わりましたか？	A: 税金がかからない年収の基準となる「扶養の壁」が大きく引き上げられました。（給与収入 103万円以下→123 万円以下） この改正は、給与所得控除の最低額引き上げ（55万円から65万円へ）などにより生じたもので、令和7年分所得から適用されます。

Q2: 会社員（パターンB）は、なぜ確定申告が必要なのですか？	A: 会社員は主たる勤務先で年末調整を行うため、消防局（札幌市）からの報酬には高い税率の乙欄が適用され、税金が過大に源泉徴収されている方がいます。 ※法的な義務: 団員報酬の課税対象額と他の副業所得の合計が年間20万円を超える場合は、確定申告の義務が発生します。 ※還付の権利: 20万円以下の場合でも、乙欄適用による過払いが生じているため、還付を受けるためには手続きが必要です。
Q3: 日雇いアルバイトや個人事業主（パターンA）は、なぜ確定申告が必須なのですか？	A: 日雇い所得や事業所得は、年末調整の対象外であり、誰も税金の精算を完了させていません。そのため、ご自身のすべての所得（事業所得、日雇い賃金、団員報酬等）を合算し、正確な納税額を計算する法的な義務があるため、確定申告が必須となります。
Q4: 団員報酬以外に別の収入がある場合、なぜ消防局の年末調整だけで税務処理が完了しないのですか？	A: 消防局（札幌市）の年末調整は、自らが支払った団員報酬の税金しか精算できません。他の所得の税金は精算されないため、ご自身で確定申告という手続きを通じて、すべての所得を合算する義務が残ります。
Q5: パターンAの団員は、自身で確定申告を行わなければならないので、扶養控除等申告書を消防局に提出できないのですか？	A: 消防局（札幌市）を主たる給与支払者として、扶養控除等申告書を提出することは制度上は可能です。しかし、パターンAの団員は、確定申告を義務として必ず行わなければならない、その際に消防団報酬も含めてすべて清算されます。申告書を提出することで、毎月の手取り増加（一時的なキャッシュフローの改善）というメリットはあるかもしれませんが、最終的な納税義務と手続きの二重化、さらに消防団報酬の平均的な支給額を考慮すると、総合的なメリットはないと考えます。
Q6: 消防局が団員の確定申告を代行したり、すべての所得を把握する義務はないのですか？	A: ありません。消防局（札幌市）の役割は、自らが支払う団員報酬に関する事務処理に限定されます。消防局は、団員が他で得ているアルバイト代、事業所得、不動産所得などの情報を収集する権限も義務もありません。 ※最終責任: 団員の総所得の合算、申告、納税に関する最終的な責任と義務は、団員ご自身（納税者）にあります。